

自動登録申込書様式の変更について

「自動登録申込書」の様式を次の図説のように一部変更いたします。

変更点は、最終項目「登録牛の同一家族への所有者変更をしますか」の確認欄です。これを「はい」とした場合は、申込者の家族会員の名義となっている現在の所有牛全頭を、申込者欄に記入した一家族会員の名義に統一します。「いいえ」とした場合は、自家生産牛は母牛の所有者名義で、導入牛から生まれた子牛は申込者欄に記入した名義で自動登録をします。いずれも料金はかかりません。

今回の変更は、自動登録申込時に「登録牛の同一家族への所有者変更届」を同時に提出する事例が多いことから、申込書の様式に変更届の内容を追加したことによるものです。

なお、既に自動登録を実施している農家が所有者変更を希望する場合は、従来の「登録牛の同一家族への所有者変更届」をご使用願います。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

